

令和4年度 「職員の給与改定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和4年11月30日から令和4年12月26日まで 10回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
令和4年(2022年)給与改定	<p>人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえた給与改定を行う。</p> <p>給料表について、神奈川県の新改定給料表に準拠し改定する。 【適用日】令和4年(2022年)4月1日</p> <p>職員の給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員の給料表について改定する。 【施行日】令和5年(2023年)4月1日</p> <p>会計年度任用職員の給料表の適用について改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度学校技能員適用する給料表 別表第2 技能労務職1 現行 3号給～33号給 改定後 4号給～34号給</li> <li>・学校給食調理代用職員適用する給料表 別表第2 技能労務職1 現行 3号給～33号給 改定後 4号給～34号給</li> </ul> <p>なお、現在上記職の任にある会計年度任用職員が、令和5年3月31日においてその職について定められた任期を終え、同年4月1日に再度同じ職に任用される場合については、改定に伴い、1号給上位の号給(同日において昇給がある場合は、昇給後の号給の1号給上位の号給)に位置付けるものとする。 【施行日】令和5年(2023年)4月1日</p>	<p>会計年度任用職員の給料表についての改定の適用日を、職員の給料表についての改定と同様に、令和4年(2022年)4月1日としてほしい。</p> <p>職員の勤勉手当についての支給割合の改定を踏まえて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合についても改定してほしい。</p>	<p>市の提案どおりとする。</p> <p>人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえた給与改定を行う際に会計年度任用職員の給与改定をどのように実施するかについて、令和5年人事院勧告が出される前までの合意を目標として協議を行うこととする。</p>

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
	<p>職員の勤勉手当について支給割合を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の職員 1. 90 月分→2. 00 月分</li> <li>・ 再任用職員 0. 90 月分→0. 95 月分</li> </ul> <p>【適用日等】令和 4 年度 (2022 年度) は令和 4 年 (2022 年) 12 月 1 日に適用し、令和 5 年度 (2023 年度) は令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日に施行する。</p> <p>特定任期付職員の給料表について改定する。 【適用日】令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日</p> <p>特定任期付職員の期末手当について支給割合を改定する。 【適用日等】令和 4 年度 (2022 年度) は令和 4 年 (2022 年) 12 月 1 日に適用し、令和 5 年度 (2023 年度) は令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日に施行する。</p>		